確認申請書の変更に係る取扱い

愛知県建築部建築指導課

建築基準法第6条の規定による計画変更確認申請の取扱いについては、平成22年6月1日施 行建築基準法施行規則の改正にともない下記により取り扱うこととする。

1. 計画変更確認申請を要しない軽微な変更の範囲について

・原則として、別紙「確認申請書の軽微な変更に係る取り扱い」によることとする。

2. 計画変更確認の事前審査について

- ・変更が決定又は発生した段階で、「計画変更調書」(別紙様式)を提出してもらい、計画変更 確認申請の要不要及び要の場合の手数料を事前に審査することとする。手数料の算定にあた っては、別表3を参照すること。
- ・計画変更調書は正・副2部とし、審査の結果、計画変更確認申請の「要」・「不要」欄にその 印を記入し、そのうち正本には審査者を記入して、当初の確認申請書(正)に添付する。計 画変更調書(副)は受付印を捺して申請者に返却する。

3. 計画変更が「要」の場合の事務処理について

- ・計画変更確認申請書に2.計画変更調書(副)を添付することとする。
- ・同申請書の受付の際には、手数料のチェックを計画変更調書(副)に記入された「手数料」 により行うこと。

4. 計画変更が「不要」の場合の事務処理について

- ・完了(中間)検査申請書第3面第10欄(第11欄)に変更内容を記入させること。
- ・建築基準法施行細則第 14 条第 1 項各号に掲げる書類の記載事項に変更があった場合は、同項に基づき申請書等記載事項変更届を提出させるものとする。
- ・保存閲覧用のファイルの建築計画概要書の追加又はさしかえを行い、台帳の記載事項を訂正 すること。

5. 2以上の変更項目がある場合の手数料の算定について

- ・1の変更箇所が2以上の変更項目に該当する場合は、その各項目について計画変更床面積算 定準則により算定した床面積のうち最大のものにより手数料を算出する。
- (例) 陸屋根を勾配屋根に変更する場合の「建築物の高さ」(→変更部分の床面積) と「屋根・・・・」 (→水平投影面積) など
- (注)変更箇所が異なるものについてはそれぞれの対象床面積を加算するものとし、その合計 は、計画変更床面積算定準則第2により、従前の計画の床面積が上限となる。

6. その他

- ・建築計画の全面的な変更は、従来どおり、工事取りやめ報告後、再度、新規の確認申請が必要となる。
 - (例)パチンコ店を共同住宅にするなど、主たる用途及び規模等が全部変更となるもの
- ・計画変更により附属建築物が別棟で新たに増加となる場合は、計画変更確認申請書の提出を 求める。
- ・バルコニー、ピロティー等で床面積に算入しない場合は、手すりや間仕切り壁の変更により 床面積に算入することになる可能性が大きいため、建築主や設計者に注意を喚起すること。

(別表3)計画変更確認申請における手数料の算出方法

変更事項		手数料の算出方法		
1−a	道路幅員	建築面積		
1-b	接道長さ	建築面積		
2-a	敷地面積	建築面積		
2-b	敷地境界線	建築面積		
3	建築物の高さ	変更部分の床面積		
4	階数	変更部分の床面積		
5	建築面積	建築面積		
6	床面積	変更部分の床面積		
7	用途の変更	変更部分の床面積		
8	し尿浄化槽	水平投影面積		
9	壁・間仕切壁	床面積× 一 当該室の壁長		
10	防火材料	床面積=0		
11	開口部の位置・大きさ	変更する開口部の面積		
12	天井の高さ	水平投影面積		
13a	昇降機・定期報告対象の建築設備	10,000(小荷物専用昇降機:6,000)円		
b	その他の建築設備	水平投影面積 <防煙窓の場合> (防煙区画 の床面積 × <u>防煙壁長</u> 当該区画の壁長		
14	工作物	7,000円		
15	製造・貯蔵・遊戯施設	7,000円		
16	建築物の位置	建築面積		
17	階段	水平投影面積		
18	柱・はり・けた	荷重を負担する床面積		
19	屋根・軒・軒裏・ひさし・天井	水平投影面積		
20	土台・基礎・基礎杭	土台·布基礎等は 9. 壁に同じ その他の基礎·基礎杭は 18. 柱に同じ		
21	小屋組	水平投影面積		
22	斜材	水平投影面積 壁に含まれるものは 9. 壁		